

## 高知市インターンシップ促進補助金実施要領

第1条 この要領は、高知市インターンシップ促進補助金の交付に関し、高知市インターンシップ促進補助金交付要綱（令和6年11月5日制定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第6条に規定する補助金交付申請書は事業実施年度の2月末日までに提出するものとし、補助金交付申請書に添える事業計画書については、別紙1を用いるものとする。

第3条 要綱第10条に規定する補助事業は事業実施年度の3月15日までに完了し、実績報告書は同年度の3月末日までに提出するものとし、実績報告書に添える実施報告書については、別紙2を用いるものとする。

附 則

この要領は、令和6年11月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年6月3日から施行する。